

2023/2024 J-COL 世界生計費調査・世界ハードシップ調査 申込書 (日本人版)

<オンライン申込み: https://j-col.towerswatson.com / Eメール: j-col.order@wtwco.com>

【宛先: WTW タワーズワトソン株式会社 Work & Rewards Rewards Data Intelligence 世界生計費調査担当】

次ページの「世界生計費調査・世界ハードシップ調査ライセンス契約」に同意し、下記レポートを申込みます。

① 調査種別 □生計費調査 (J-COL) □ハードシップ調査 申込日: 年 月 日

② 申込都市 (生計費調査は左側、ハードシップ調査は右側の口をチェックください) ※都市名後の(特別)は特別調査、(春・秋)は年1回調査の調査時期。 ※斜体・下線付きは2023 春季調査より追加した都市

Table with columns for regions: 欧州 (44), アジア/太平洋 (59), ミャンマー, カタール, 南米 (19), アフリカ (16), 北米 (27), 中東 (14). Each region lists countries with checkboxes for J-COL and Hardship surveys.

□ 生計費調査 (J-COL) の速報値\*\*・確定値の配信を希望する (総合指数) (有料) \*速報値配信は春季調査のみ
□ ハードシップ調査の速報値\*\*・確定値の配信を希望する (総合指数) (有料) \*速報値配信は春季調査のみ
□ カスタマイズ版・本国理論生計費表を申込み\*\* (有料) \*\*別途「質問状」をお送りします。本表単体でのお申込みは承っておりません

③ レポート種別
④ 御契約者 (御請求先) ・レポート送付先
会社名 社印
英文社名
御住所 〒
部署 / 役職名
(ふりがな) 御氏名
TEL FAX
Eメール

## 世界生計費調査・世界ハードシッピング調査ライセンス契約

本契約は、表面申込書記載の世界生計費調査および世界ハードシッピング調査レポート(以下、「世界生計費調査および世界ハードシッピング調査」)に関するタワーズワトソン株式会社(以下、「WTW」)と世界生計費調査および世界ハードシッピング調査を購入されたご契約企業(以下、「データ購入者」)との間で成立します。両者間の契約は下記のとおりです。

### 1. ライセンスの許諾

データ購入者は、表面申込書記載の対価の支払ならびに本契約および表面申込書記載の規定の遵守を条件として、世界生計費調査および世界ハードシッピング調査に含まれているデータ(以下、「本件データ」)をデータ購入者の通常の業務の過程で利用するためにのみ、「本件データ」を複製・抜書き・加工することができます(複製・抜書き・加工後の「本件データ」も「本件データ」に含まれるものとします)。ただし、データ購入者の属する同一法人組織の者以外のいかなる者へも「本件データ」を提供することはできません。また、「本件データ」を使用した際には、当該のデータが Economist Intelligence Unit 社(以下、「EIU」)および WTW から提供された世界生計費調査および世界ハードシッピング調査に基づいて作成されたものであることを表示するものとします。

### 2. 使用制限

データ購入者は、「本件データ」のコンピュータ画面への表示、非商業的使用のみを目的とした、経営や意思決定プロセスに合理的に必要な数の複製、データ購入者と同一法人組織内において「知る必要のある」限定された社員(以下、「特定社員」)を対象とした資料(プリント、電子媒体など)への転記をすることができます。転記の際は、EIU および WTW から提供された世界生計費調査および世界ハードシッピング調査に基づくものであることを表示しなくてはなりません。「本件データ」は、「特定社員」にのみ利用権があり、直接、間接を問わず、他の第三者へアクセス、情報・権利を提供することを禁じます。また、営利目的かどうかを問わず、また、対価の有無を問わず、第三者のために「本件データ」を利用することを禁じます。「特定社員」は「本件データ」を「特定社員」以外のいかなる者に対しても開示することはできません。データ購入者は、「特定社員」に本契約上の義務を遵守させるものとし、「特定社員」がそうした義務に違反した場合には「特定社員」と連帯して一切の責任を負うものとします。不正使用または不正開示が発覚した場合は、契約金額の5倍の金額を違約金として請求した上で、直ちに本契約を終了いたします。ただし、当該の不正使用または不正開示から WTW がそうした違約金の金額を超える損害を受けたことを証明した場合には、WTW はそうした超過額についても損害賠償請求できるものとします。また、WTW の事前の書面による許可なくして、上記で明示的に許容されている場合を除き、この情報を用いたいかなる複製・記憶媒体への保存、自己または第三者のサイト・電子掲示板等への掲載を禁じます。本契約で明示的に認められていない「本件データ」の利用に関してのお問合せおよび事前許可については、世界生計費調査担当(Eメール: j-col@wtwco.com)までご連絡ください。

### 3. データについての権利

「本件データ」は機密情報であり、すべての権利は EIU または WTW が保有しています。本契約で明示的に認められている場合を除き、WTW の事前の許可なく、複製・表示・改造・販売・配布、その他のいかなる方法によっても、「本件データ」を他の者に提供することは強く禁じられています。本契約はデータ購入者に「本件データ」についての権利を譲り渡すものではなく、本契約において明示的に認められている利用権のみをデータ購入者に認めるものです。本契約で明示的に認められている場合を除き、「本件データ」や「本件データ」に関するすべての権利(著作権、特許権、トレード・シークレットおよびその他のすべての権利)は EIU または WTW にあることを、データ購入者は承認するものとします。

### 4. 責任の制限

WTW は、口頭であれ書面であれ、明示であれ黙示であれ、「本件データ」の適切な目的への適合性、「本件データ」の正確性、「本件データ」の遺漏の有無、「本件データ」の完全性および「本件データ」の最新性を含むがこれらに限定されない、すべての種類の責任を負いません。WTW は、いかなる場合においても、損害・損失の可能性を通知されていた場合であっても、「本件データ」についての損害または経済的な損失を含む、間接的な損害、特別な損害、結果的な損害、偶発的な損害またはそれらと同様の損害など、一切の損害についてデータ購入者または他のいかなる者に対してもいかなる責任も負いません。

### 5. 解除

データ購入者がこの契約書または表面申込書記載の条件に違反した場合、WTW は書面をもって本契約を解除する権利を有します。さらに、WTW の判断において、WTW が承認していない形で「本件データ」が使用、提供または開示されたり、EIU または WTW の権利が侵害されたり、データ購入者が不履行を生じさせた場合、WTW は直ちに本契約を解除することができます。ただし、第2条に規定する「データ購入者の秘密保持義務」、第3条に規定する「EIU または WTW の権利」および第4条に規定する「責任の制限」に加えて、その規定の趣旨から本契約終了後も効力を継続すべき規定は、本契約終了の事由にかかわらず、本契約終了後もそのまま効力を継続するものとします。

### 6. 請求・権利の不行使

ある機会に請求しない場合でも他の機会での請求は妨げられず、また、ある機会での権利放棄は他の機会での権利放棄とはならないものとします。

### 7. 契約・権利の譲渡と義務の承継

いずれの当事者も、他方当事者の事前の書面による承諾なくして、本契約または本契約に基づく権利を第三者に譲渡することはできず、また、本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせることはできないものとします。

### 8. 完全な契約

本契約は「本件データ」に関する両当事者間の完全な合意を構成するものとし、本契約は両当事者間の以前のすべての合意、了解または交信などに代わるものとします。本契約に関する全体的または部分的な変更は両当事者が文書によって合意した場合に限り有効なものとします。本契約の一部が無効と判断された場合は、本契約のその部分を除く他のすべての部分は完全な効力と効果を維持するものとします。

### 9. 反社会的勢力の排除

当事者のいずれも、他方当事者の従業員、取締役、役員もしくは実質的に経営権を有する者または使用人が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

- 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらの関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合
- 反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務の提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
- 前号に掲げる場合のほか、反社会的勢力と何らかの関係を有している場合
- 相手方の役員もしくは使用人その他の関係者に対し、自らもしくは第三者を利用して、本契約に関して脅迫的言辭、詐欺的言辭もしくは暴力的行為を用いた場合、または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合

前項の規定により本契約を解除した当事者は、違反した当事者に損害が生じても、賠償責任を負わないものとします。

### 10. 準拠法及び裁判管轄

本契約の条項の有効性および解釈は、日本法に準拠するものとし、両当事者は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。